

## 核兵器と原発

大久保賢一

はじめに

1945年8月6日、広島に最初の原爆を投下した直後、米国大統領トルーマンは声明を発表している。彼は、その中で、原子力エネルギーについて「宇宙の根源的力」と表現している。「太陽の活動の源泉」とも言っている。彼は、原子力エネルギーの特徴を正確に理解していたのである。米国は、その核エネルギーを大量虐殺と無差別破壊のために使用したのである。

他方、今回の福島原発事故は、約14万人の人を「原発難民」とし、作業従事者、関係公務員、地域住民など「新たなヒバクシャ」を発生させている。そして、大気、土壌、海洋などへの環境汚染の広がりや予測すら困難な状況にある。この被害の広範性、永続性、予測不可能性は、他の自然災害などと比較しても、まさに「異質」なものがあるといえよう。

もちろん、原爆被害と原発被害とを同列に論ずることは、原爆被害の圧倒的悲惨さを知る者として、避けなければならない。けれども、その被害の広範性、永続性、予測不可能性を眼前にした時、そこに共通する非人道性や不正義を認識することも必要ではないかと思うのである。

ところが、現在の法の世界では、核兵器と原発とは、まったく異なる位置付けが行われているのである。このことを概観してみよう。

### 核兵器の法的地位

核不拡散条約（NPT）は、非核兵器国の核兵器保有は禁止している。国際司法裁判所の勧告的意見（1996年）は、核兵器の使用や使用の威嚇は、国家の存亡が危殆に瀕するなどの自衛の極端な状況はともかくとして、「一般的に違法」としている（いかなる場合も「絶対的に違法」とする意見もある。）。あわせて、核兵器国は核軍縮のために、誠実に交渉し、それを完結させるべきであるとしているのである。

2010年のNPT再検討会議においても、「核兵器のない世界」を目指すという政治的意思を前提に、そのための「法的枠組み」、例えば「核兵器禁止条約」の制定などが合意されている。

核兵器は、核兵器の政治的・軍事的有効性を前提とする「核抑止論」が根強く残っているけれど、「合法性」を失う存在となろうとしているのである。

日本政府も、米国の核抑止力に依存するとしながらも、核兵器廃絶は口にしているのである。

### 原発の法的地位

他方、「原子力の平和利用」（これはもちろん原発も含意する）は、NPTにおいては、

加盟各国の「奪い得ない権利」とされているし（4条）。「原子力の安全に関する条約」も、「原子力の利用が安全であり、十分に規制されており及び環境上適正であることが国際社会にとって重要であることを認識し」（前文）として、原子力利用の安全性確保が可能であることを前提としているのである。原発は、核兵器と異なり、その保有や利用は「奪い得ない権利」であり、原子力利用の道は開かれているのである。

わが国政府は、この間、「原子力の平和利用」を国策として推進してきただけでなく、この原発事故の現実を目の当たりにしながらも、未だ、その道からの決別を選択していない。この背景に、核兵器の使用やその威嚇に依存しようとする姿勢や、電力資本との癒着構造があることは、容易に推認できるであろう。

### 原発推進の論理とそれへの対抗

このような法的事情を背景に、原発は、「電力の安定的供給」、「地球環境の保全」、「経済的効率性」などをキャッチフレーズに、その危険性を無視しながら、設置され続けてきた。そして、現在も稼働している。そうすると、原発を廃止しようとするわれわれは、そのキャッチフレーズの欺瞞性を暴き出すことだけではなく、その危険性を明らかにし、かつ、原発の「法的地位」を剥奪しなければならないことになる。

「電力の安定的供給」ということでは、原発に依存しないエネルギーの開発と電気エネルギーの利用方法の検討が課題となるであろうし、「地球環境」との関係では再生可能エネルギーが、「経済的効率性」との関係では事故が発生した場合の「費用」が、それぞれ問われることになるであろう。危険性については、核エネルギーの、廃棄物処理問題も含めた、そもそもの危険性に止まらず、地質学的、地政学的危険性も問題とされるべきであろう。日本政府は、核がテロリストの手に渡ることを阻止することには熱心であったかもしれないが、これらの危険性についての認識はあまりにもお粗末であったといえるであろう。

結局、人類は、未だ、核エネルギーをコントロールするための十分な知識と技術を持ち合わせていないことを、今回の事故が事実をもって示している。日本列島が、地震や津波から自由であるなどとは誰も言えないであろう。そんな無理や無謀を冒さなければならない理由もない。

### 「法的地位」の剥奪

問題は、原発の「法的地位」である。原子力の平和利用は各国の「奪い得ない権利」であるから、他国に対してそれを放棄しろということとはできない。けれども、わが国が、その権利を放棄するかどうかは、わが国の国家意思によって決定することができる。国家意思は、主権者である国民の意思によって形成されることになる。その主権者にどのように働き掛けるか、それが問題である。

まずは、今この事故によって何が引き起こされているのかという現実をありのままに見

ることであろう。故郷を追われ、地域共同体は破壊され、永年にわたって健康への不安にさいなまれ、「原子力損害賠償審査会」の枠組みから排除されるかもしれない人々の存在をしっかりと受け止めなければならない。将来世代の健康や環境汚染も視野におかなければならない。ことは、現在を生きる世代だけではなく、将来の世代の生存条件にかかわっているのである。

現在の損害を、従来の法理論を適用して賠償すればよいというだけでは、あまりにも情けない「法理論」ではないだろうか。単なる損害賠償に止まらず、この原発事故が、人間社会に何をもたらしているのか、何を警告しているのかを真剣に考察すべきであろう。原発事故は、間違いなく、非人道的で不公平で不正義な被害をもたらしているのである。法の根本には、人道と公平と正義があるのではないだろうか。原発事故がこれらの価値を侵害しているのだから、被害者にあきらめを求めるのではなく、原発の「法的地位」を剥奪すべきであろう。

2013年11月11日